

## さんかく条例改正へのワークショップ等での意見について

No.	意見	市の考え方及び対応
<b>さんかく条例に多様な性を盛り込むことについて</b>		
1	多様な性について、男女共同参画の条例に入れる(異なる課題について、一つの条例に盛り込む)のは無理があるのでは。 性的マイノリティの方への人権侵害等については、条文を別立てにするべきではないか。	従来の男女二分の考え方(女性+男性)+性的マイノリティという考え方で別々に表記するのではなく、「性別・性自認・性的指向等にかかわらず～」とすることで、全ての人の人権が尊重され、個性・能力を發揮し対等に参画する社会の促進を図るための条例となるように改正した。
2	◎性別、性自認、性的指向等の文言について 男女共同参画の条例に多様な性についての考え方を盛り込むというよりは、並列の表現になっており、男女共同参画の内容が薄くなっているように感じられると同時に、結局どちらも中途半端な印象になっている。  「性自認・性的指向」という言葉をことさら使う必要があるのか。「性の多様性」でよいのでは。条文としてすっきりしていない。  「性別」には「性別、性自認、性的指向等」も入っていると、定義すればよいのではないか。	<b>しかし、文言について以下のような観点から再度検討する。</b> ・従来の性別についての考え方を変えた、ということ このたびの条例改正の趣旨 ・条文の分かりやすさ  ※性別等について「性別、性自認、性的指向等をいう。」と定義し、各条文で「性別等」を用いる。 「性別、性自認、性的指向等にかかわらず～」 目的、基本理念 第1号・第4号、市・事業者・教育の責務、人権侵害の禁止等 ※「性別による固定的な役割分担意識」の性別は、慣用句のように用いているので、変えることで混乱を招く可能性があるので、それ以外を「性別等」とする。
3	◎条例名について 条例名を変更することで、かえって男女共同参画に加え、別の要素があることがわかりやすくなるのでは。 たとえば、「男女平等及び多様性を尊重する社会を形成する条例」と変更してはどうか。	<b>条例名の改正について以下の観点から検討する。</b> ・「男女共同参画社会」の定義との重複 ・啓発等の推進の契機として ・今回の改正の趣旨をわかりやすく名称に反映 ・条文には使われていない「多様な性」等の文言の理解  <例> ※「岡山市男女共同参画社会の形成の促進及び多様な性の尊重に関する条例」 ※「岡山市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の形成の促進に関する条例」 ※「岡山市多様な性を尊重し男女共同参画社会の形成を促進する条例」
4	◎前文について 従来からの男女共同参画の課題と、性的マイノリティの方の課題を明確にし、それらの解決のための条例であるということをわかりやすく記載してほしい。(一文でまとめているのでわかりにくい)	今までの男女共同参画の課題に、顕在化している性的マイノリティへの課題・対応を加えた今回の条例改正の趣旨に当たる部分をよりわかりやすくするため、 <b>前文を修正する方向で検討する。</b>  「しかし、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行等は依然根強く、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別の解消、配偶者からの暴力や様々なハラスメントの根絶、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現等、多くの課題がある。加えて、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別の解消に取り組まなければならない。」
5	◎基本理念について 男女共同参画に特化した条例に性の多様性を入れると、男女共同参画社会の形成の促進についての部分がぼやけてしまうのでは。	依然として根強い男女格差や性別による固定的な役割分担意識等による課題に、より関わりの深い条文については、それらに重点を置いた表現にしている。 (基本理念)第3条 第2号・第3号・第5号

No.	意見	市の考え方及び対応
<b>条例全体について</b>		
6	<p>具体的な施策のイメージがわきにくい。</p> <p>「推進体制の整備」とあるが、条例を基にした市の施策への評価、さらにそれに対して働きかけることができる体制等の強化(専門委員会の体制等)が必要ではないか。</p>	<p>具体的な施策については、条例に位置付けている基本計画(さんかくプラン)によって推進していくものと考えている。今後も行政評価の結果等を施策に十分活かしていけるよう取り組んでいく。</p>
<b>条文全体に係る表現(文言)について</b>		
7	<p>“個”を尊重することが、あらゆる差別の解消につながる。「全ての人」という表現を“個”を強調する意味で、「個人」にしてはどうか。</p>	<p>個人の尊重はさんかく条例の趣旨であり、個人という意味で「人」という文言を用いているが、特に個人を強調したい条文については「個人として」という文言を加えた表現にしている。</p> <p>(基本理念)第3条  (1) 全ての人が～, 個人としての尊厳が重んぜられ, ～  (2) ～, 全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され～</p>
8	<p>「性表現」という文言がないのはどうしてか。</p>	<p>「性表現」については、自分の性を服装や言動等によってどのように外部に表現するかで、どのような表現が男らしいか女らしいかは社会によっても異なり、社会的な性別と考えられる。</p> <p>条例では性別の考え方の一つとして「等」の中に含んでいるものと考え、文言としては明記はしていない。</p>
<b>各条文について</b>		
9	<p>(基本理念)第3条  「家族を構成する」家族は婚姻や血縁によるもの、という意味が強く、同空間で暮らす人達という意味で「家庭を構成する人」の方がよいのでは。</p>	<p>「家庭」には、生活を共にする家族によって営まれる集り(人)、及び家族が生活する場所の意味もある。</p> <p>家族観は多様化しており、家族を構成する形は婚姻関係や血縁関係だけとは限らず様々であることから、このままとする。</p>
10	<p>(基本理念)第3条  「すること」は断定されてしまうので、「しなければならない」と以前の表現に戻してほしい。</p>	<p>基本理念については、第3条を「次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。」とし、各項を各号に改正し、理念として体言止め(すること)としている。</p>
11	<p>(市の責務)第4条  「総合的に策定」ではなく元の「総合的な施策」に</p>	<p>文言を整理した過程で今の表現に改正した。意味は変わらないので、このままとする。</p>
12	<p>なぜ「自治組織」を条例に入れたのか、理由がわからない。</p> <p>自治組織について、市民との違いは。</p>	<p>自治組織は、地域社会における自治の担い手の一つとして重要な役割を果す存在であること、また、会長等に女性が少なく、意思決定の過程に女性が参画できていない現状があること等から、今後さらに男女共同参画を推進していく必要があると考え改正案に加えることとしている。</p>
13	<p>(事業者の責務)第6条  違反した事業者に対して罰則が必要では</p>	<p>努力義務としており、罰則は考えていない。</p>
14	<p>(調査研究)第10条  ジェンダー統計の必要性と活用を</p>	<p>条例でいう調査研究は、男女共同参画施策の策定に必要なものを指しており、個々の調査について条例に記載するものではないと考えている。</p>

No.	意見	市の考え方及び対応
15	<p>(調査研究)第10条 市は、男女共同参画の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。</p> <p>下線部の阻害要因の解消のための方策は、男女共同参画施策に含まれているのではないか。(市の責務 第4条 第1項で規定)</p>	<p><b>重なる表現の部分を削除する方向で検討する。</b> 「市は、男女共同参画の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。」</p>
16	<p>(政策の立案及び決定における男女共同参画) 第19条の2 「両立を支援する制度を活用できる環境づくり」では限定的な表現になるので、より取組の範囲を広げられる表現「両立を支援する環境づくり」としてはどうか。</p> <p>(政策の立案及び決定における男女共同参画) 第19条の2 表題と後段のWLBの内容とが符号していない。</p>	<p><b>表題を変更、下線部分を削除する方向で検討する。</b> (政策の立案及び決定における男女共同参画) <b>(本市における男女共同参画の推進)</b> 第19条の2 市は、政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるとともに、職員の職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を活用できる環境づくりに努めるものとする。</p>
17	<p>(災害対応)第19条の3 「努めるものとする」ではなく「実施する」に</p>	<p>災害対応においては、様々に状況が変化する中での対応となることから、「努める」という表現としている。</p>
18	<p>(男女共同参画相談支援センター)第21条 市相談支援センターと配偶者暴力相談支援センターを分けたらどうか</p>	<p>市相談支援センターについては、配偶者暴力相談支援センターとしての機能(『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』に規定するもの)を加え、それを含んだ機能を持つものと考えている。</p>